

平成30年度

# 事業計画



社会福祉法人富士市社会福祉協議会



社会福祉法人

富士市社会福祉協議会

## 基本理念・職員行動指針

平成 30 年 4 月 1 日 制定

少子・高齢化や人口減少が進む今日、地域を取り巻く環境が様変わりする中で、住民が抱える生活課題も多種多様に変化してきています。こうした中、私たち富士市社会福祉協議会は役職員が一丸となり、あらゆる地域の課題に向き合い、相談・支援や解決につながり、「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」づくりに取り組んでまいります。

### ○基本理念

社会福祉法人富士市社会福祉協議会は、だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します

### ○職員行動指針

1. 私たちは、あらゆる生活上の相談に応じ、住民一人ひとりの尊厳と自己決定を尊重し、その人らしい暮らしができるよう支援します
1. 私たちは、地域に根ざした住民主体の地域活動と、住民のつながりを大切にした福祉のまちづくりを応援します
1. 私たちは、福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、行政と関係機関とのパートナーシップによる新たなサービスの創造や提言活動、計画づくりに積極的に関わります
1. 私たちは、サービス利用者の価値観や主体性を尊重し、その人に寄り添う支援を行います
1. 私たちは、常に自己研鑽を重ね、専門性を発揮し職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します
1. 私たちは法令と社会規範を遵守し、専門職としての倫理と誇りを持ち、信頼され開かれた組織づくりをすすめます

## 事業計画

### <基本方針>

現在国は、「我が事・丸ごと」の理念のもと地域包括ケアシステムを深化し、地域共生社会の実現を進めています。こうした中、本会は、前年度の社会福祉法改正により、理事・評議員等新たな組織運営体制で本年度の業務をスタートさせており、人口減少や少子高齢社会、貧困、子育て支援、介護・障害者支援など様々な地域課題に対して、市民の皆様へ寄り添い、協働して果敢に取り組んでまいります。

社協組織においては、新たに基本理念と職員行動指針を定め、地域共生社会の担い手として、職員の資質向上とさらなる地域ネットワークの構築に努めてまいります。

また、近年、地震・台風・噴火など自然災害が相次いでおります。万一の際に、事業をいち早く再開し継続するために、社協のBCP(事業継続計画)の策定を今年度から行ってまいります。

さて、3年目を迎える「第4次地域福祉活動計画」は、中間評価の年となっております。各事業の進捗状況を確認し、執行内容の評価・検証を実施した上で、必要な検討を加え、より効果的で効率的な事業執行に努めてまいります。

また、昨年度から市の業務委託事業となり、グレードアップした結婚相談縁結び支援事業(ハッピネスF u j i)は、会員登録者数が順調に伸びております。今年度も、相談体制や日時、場所等において機能の充実を図りながら、結婚支援活動を展開してまいります。

次に、成年後見支援センターは、昨年、念願であった市民後見人の誕生に至ることができました。本年度は、市民後見人の監督人としてバックアップを続ける一方、次なる市民後見人の誕生に向けて、社協の法人後見の充実や養成研修を重ねてまいります。

また、生活に困窮した市民の皆様の様々な相談に対応する「くらし・しごと相談窓口」は、富士市のユニバーサル就労支援事業の窓口としても積極的に連携を行い、さらなる機能強化を図ってまいります。

次に、ふれあい・いきいきサロンは、高齢者の孤独感の解消や介護予防などで、ますます重要なものとなっております。各地域への設置を促進し、既存のサロンに対しては、より有効な支援体制について検討を進めてまいります。さらに、子育て支援については、こども食堂等の支援を新たに行なってまいります。

また、社会福祉センターの指定管理については、平成30年度が契約最終年度となります。利用者のニーズに合致し、効率的な事業運営となる提案を市当局に行い、平成31年度以降の契約更新を目指してまいります。

次に、老朽化が進む生活介護事業所吉原つくしの移転新築ですが、用地を早期に確定させた後、建物の設計を進め、建築資金について行政や関係機関との協議を進めてまいります。

また、介護サービス事業については、社協の幅広いネットワークを活用した上で利用者へ寄り添った介護サービスの充実に努め、利用者の増加による収益向上を目指します。

### <本年度の重点目標>

1. 結婚相談縁結び支援事業(ハッピネスF u j i)の充実
2. 市民後見人の支援・育成と法人後見等成年後見制度の着実な執行
3. 地域包括ケアシステムに有効な施策の執行とネットワークの構築

4. 生活介護事業所吉原つくしの移転新築計画の推進
5. 行政との関係強化と社協創立50周年記念事業の推進

#### 【結婚相談縁結び支援事業（ハッピーネスF u j i）の充実】

昨年度、結婚相談事業は少子化対策事業として市からの新たな業務委託事業となり、グレードアップして事業展開を行っております。昨年9月からは地方自治体独自のICT（情報伝達技術）システムとしては全国初となる「マッチング支援システム」を導入し、会員のスマートフォンやパソコンから相手を探すことができるようになってきました。こうしたことの広報から、会員数は1月31日現在820名（前年同期対比22%増）、相談件数は月平均で444件（前年同期対比24%増）と大きく伸びております。

今年度は、システムの広域化や機能更新を行い、相談者にとってすばらしい出会いの場を創出できるよう事業のさらなる充実を図ります。

#### 【市民後見人の支援・育成と法人後見等成年後見制度の着実な執行】

市民後見人の誕生に向けて、前年度に16人の候補者名簿を家庭裁判所に提出してあり、審判を待つ状態ではありますが、現在の家庭裁判所の意向は、本会で法人後見を行ったケースを市民後見人に引き継ぐ想定がされています。このため、当面は法人後見受任が重要となりますが、手法については、行政や家庭裁判所との協議を積極的に行ってまいります。

また、市民後見人候補者の継続研修は怠りなく進め、事業の着実な執行に努めてまいります。

#### 【地域包括ケアシステムに有効な施策の執行とネットワークの構築】

独居老人や高齢者のみの家族が増加する中、高齢者等の在宅生活を支えるため、多様なサービス実施主体による重層的な生活支援・介護予防サービスが提供できる体制整備と可視化が求められております。「地域共生社会のネットワークづくりのキーマンは社協である」という自負を職員一人ひとりが持ち、高齢者から子育て支援まで幅広い支援を行ってまいります。

#### 【生活介護事業所吉原つくしの移転新築計画の推進】

生活介護事業所吉原つくしは、現在、市内中央町にて定員10名で事業を行っていますが、施設の老朽化と狭隘さから定員20名として移転新築の検討を進めてまいります。年度当初に建設用地を決定し、土地利用上の諸条件をクリアした上で、資金調達計画と設計を進めてまいります。建設は平成31年度もしくは32年度を予定しております。

#### 【行政との関係強化と社協創立50周年記念事業の推進】

従前から実施している市福祉こども部・保健部との懇談会に加え、市長・副市長・市議会議員長・文教民生委員との懇談会を本年度も開催し、関係強化を図ってまいります。また、事業費補助についても本会の事業を市行政等にご理解をいただきながら安定的な財源の確保に努めてまいります。また、平成32年に本会創立50周年を迎えるに当たり、記念事業の検討を進めてまいります。

以上、重点目標に掲げた事項を中心として着実に事業執行を推進し、市民の皆様へ「社協があつてよかった」と言ってもらえるよう、また、「頼りになる社協」であるために、役職員一丸となって誠心誠意努力いたしてまいります。

(★は新規事業)

## 1. 広報啓発活動事業

### (1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰及び記念講演をロゼシアターで開催する。  
本年度第46回大会は、11月21日開催予定。

### (2) 社協の広報活動

#### ① 広報紙「お元気ですか」の発行

年4回全世帯配布。会員である市民に対し、読みやすくわかりやすい福祉情報を発信し、本会に対する理解を深めていただく。また紙面の刷新や記事の連載化等を図り、読者層の拡大を目指す。

#### ② R a d i o - f 「はあとふるトーク」による発信

月1回(最終水曜日)に本会PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。また、市民にわかりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。災害時の連携を視野に入れた防災パートナーとしてのスポットCMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にR a d i o - fを活用していく。

#### ③ 社協ウェブサイトの充実

I C T (情報伝達技術)時代に応じたスマートフォン等でも見やすいサイトを追求するとともに、多くの方に福祉に関心を持っていただけるよう、情報発信していく。

### (3) 社協モニター制度による啓発

本会への理解を深め提言をいただくため、一般公募のモニター制度を実施する。  
本年度は第10期の2年目。

### (4) 市民活動団体“はじめの一步”助成金

市民活動を始めようとする団体に対し、その設立等に係る経費の支援を行うことにより、福祉・文化・教育等の向上を図ることを目的に助成金を交付する。

### (5) 市民福祉まつりの開催(実行委員会主催)

あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すために実施。本年度(第38回)も中央公園西側イベント広場にて10月21日に開催する。まつり検討委員会の提案書を参考に、より充実した内容にしていく。



## 2. 地域福祉推進事業

### (1) 地区福祉推進会

#### ①地区福祉推進会活動の充実

「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的に住民主体で組織されている26地区の地区福祉推進会の活動充実を図る。特に第4次地域福祉活動計画で掲げられた各地区の取組実現に向けての活動支援を行うとともに、生活支援によるきめ細やかな助け合い活動を増進させていく。また、生活支援体制整備のための第2層協議体づくりを推進していく。

#### ②地区福祉推進会連絡会の支援

各地区の地区福祉推進会の情報交換や、地域包括ケア体制の構築に向けて、現在のブロック体制を地域包括支援センターの活動圏域に編成して地域の課題解決に取り組んでいく。また、生活支援体制の充実に向けて、さまざまな関係機関や団体とも連携を図り、各地区の特性に応じた小地域活動を推進していく。

### (2) ふれあい・いきいきサロンの運営助成

孤独感の解消や介護予防、健康維持などを目的とした交流の場となるサロンの設置・運営を支援するとともに、未だ少ない地域をモデル地区に指定し、サロン見学会や説明会を開催していく。また、サロンボランティア育成研修を行い、推進役となる人材育成を推進していく。地区福祉推進会をはじめとする関係団体との連携を図る。



#### 【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

- ①サロン数の拡大 185ヶ所（H29年度：166ヶ所）
- ②モデル地区への支援 2ヶ所（H29年度：2ヶ所）

### (3) ★こども食堂への補助

子どもたちが放課後等に食事や学習、地域交流を通じて安心して過ごせる居場所である子ども食堂への助成を行い、子どもを孤立させない地域づくりを支援する。

### (4) さわやかコール運動

見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者（おおむね65歳以上）に定期的に乳酸菌飲料を届けながら声かけを行い、孤独感を和らげると共に安否確認を行う。

（業者委託、配達時1本・週3回まで）

また、地域包括支援センターや施設職員などの関係機関とも連携し、利用者の緊急時の対応や個別支援についても検討していく。

#### 【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

- ①利用者数の増加 485名（H29年度：470名）
- ②関係機関との連携強化

### (5) 地域福祉活動団体への助成

- ①町内会連合会
- ②民生委員児童委員協議会
- ③女性ネットワーク・富士
- ④人権擁護委員協議会

### (6) 地域福祉活動計画の進捗評価

第4次地域福祉活動計画における各事業の進捗状況を確認し、計画どおりに実行されているかについての評価検証を行う。

## 3. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源の把握、開発・支援及び関係事業所のネットワーク化を行い、2025年問題に向けて地域で共に助け合い、支え合うまちづくりを推進していく。また、地区福祉推進会担当職員がこれまで培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの関係性を活かし、介護保険サービス等では提供できない、生活上の小さな困りごとの解決に向けた生活支援と、社会資源の創出・支援を地域住民と共に考えていく。

## 4. ボランティア活動育成事業

### (1) ボランティアセンターの運営

#### ①ボランティア連絡会の支援

主に富士市内で活動しているボランティアグループで組織され、情報交換をはじめ研修等を開催する。また、市外のボランティアグループとの交流をし、ネットワークの拡大も図る。定例会は毎月第1金曜日に開催。

【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

- ①登録団体数 60グループ（H29年度：41グループ）

#### ②ボランティアのニーズ調整

ボランティアに関する相談や、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要としている人とのコーディネートを行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

- ①相談件数の増 200件（H29年度：250件）

#### ③ボランティア保険

ボランティア活動や行事を安心して行っていただくため、ボランティア保険の啓発と加入手続きを行う。

## (2) 移送サービス事業（市受託事業）

車いす使用者の通院・リハビリ等の行動範囲を拡大するためリフト付きワゴン車で移動支援を行う。運転手等は移送ボランティアの協力を得て実施する。ボランティアの資質向上のための研修会及びニーズ調査を行う。移送車両の貸出も継続して行う。車両は、普通自動車2台、軽自動車1台。

## (3) ひとり暮らし高齢者等への家具固定支援

家具固定ボランティア講座を受講した修了者で組織する「家具やしめ隊」を支援するとともに、自分では家具の固定ができないひとり暮らし高齢者等への防災対策を進める。また、研修会を実施し、家具やしめ隊メンバーの技術の向上を支援する。

## (4) 企業の社会貢献活動への支援

社会貢献活動に関心のある企業や、活動検討中の企業に対して、活動メニューを提案・協働し、企業の社会貢献を支援する。

【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①支援企業 2社 （H29年度：9社）

## (5) おもちゃ図書館の運営

おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれあいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、フィランセ東館4階におもちゃ図書館を設置し、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営する。

開館日 火・木・土 10:00～12:00

日 10:00～15:00

## (6) 災害ボランティア活動の推進

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えることを目的として「災害ボランティア連絡会」を中心に、情報交換や「災害ボランティア支援本部開設訓練」等を開催し、災害に備えて担い手の育成を図るとともに災害に対する意識啓発を行う。

## (7) 家具固定ボランティア講座

団塊の世代を含め、企業、勤労者及び退職者を対象に、特に、男性ボランティアが活動できる環境を創出するため、家具固定の方法を学び、ひとり暮らし高齢者等の支援を行うボランティアを養成する講座を開催する。

## (8) 音訳ボランティア養成講座（市受託事業）

視覚障がい者の情報獲得手段の拡充を図り、自立と社会参加の支援を目指すため、文字情報を音訳して情報提供するボランティアを養成する講座を開催する。

## (9) 声の広報事業（市受託事業）

音訳ボランティアの協力により、本会広報紙や市の広報等をCD等に吹き込み、情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し、社会参加する上での情報提供を行う。

## (10) ボランティア講座

これからボランティア活動を始めようと考えている人、また、既に活動している人を対象に、地域の生活課題に対応した講座を開催する。

## (11) 託児ボランティア養成講座

子育て世代の社会参加を支援するために、保護者が講習等に参加している間子どもを安心して預けることができる託児ボランティアの養成を目的に講座を開催する。

## (12) 福祉教育の推進

### ①福祉人材育成事業

これからの福祉事業に携わる人材を長期的な視点で育成することを目的に、関係機関・団体による実行委員会を組織し、協議を重ね、人材確保につなげる取り組みを行う。

### ②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉やボランティアに関する学習の機会として資料の提供や各種福祉体験コーナーを設け、福祉への理解を深めることを目的に開催する。

### ③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉教育とあわせ、地域とのつながりを持った実践が展開できるよう、小・中学校の福祉教育・ボランティア学習担当教諭の情報交換を行う会議を開催する。

### ④福祉体験機材の貸出

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機材の貸し出しを行う。（車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者・障がい者疑似体験セットなど）

### ⑤福祉図書コーナーの運営

フィランセ東館3階に福祉図書コーナーを設置し、福祉関係図書やビデオ・DVDソフトなどのメディアを広く市民に活用していただく。

＜蔵書数＞図書	1, 376冊
ビデオ	231本
DVD	61本
CD	56本
カセット	120本

## 5. 福祉相談事業

### (1) 結婚相談・縁結び支援事業(ハッピネスF u j i) (市受託事業)

フィランセにおいて、結婚相談員により結婚を前提とした交際の仲立ち(引き合わせ)を実施。

開設日	毎週水曜日、第一・第三土曜日、第二・第四日曜日
出張PR	年12回(市内各地)
婚活パーティー	年2回(市内外)
登録システム	パソコン・スマートフォンを活用した登録システムの利便性の向上を図る

### (2) 福祉相談室の運営(市受託事業)

市民からの福祉や生活に関する心配ごとなどのさまざまな相談(初期の相談)に対応するとともに、関係機関と連携を持ちながら各種福祉サービスの紹介を行う。また、直接来られない方のために電話相談も行う。(月～金)

## 6. 援護事業

### (1) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し見舞金を支給する。

全焼 30,000円

半焼 20,000円

### (2) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない世帯に50,000円を限度に支給する。

### (3) 児童援護

#### ①入学支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校入学時に入学準備品を購入するために必要な費用の一部を助成する。

小学校8,000円

中学校15,000円

#### ②修学旅行支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校で開催する修学旅行に参加するために必要な費用の一部を助成する。

小学校8,000円

中学校10,000円

**③児童遊び場の設置助成**

遊び場の設置、補修、増設、撤去等にかかる補助対象経費の4分の1を助成する。

**④児童関係団体等への助成**

子ども会世話人連絡協議会  
里親会

**(4) 障害者援護**

**①福祉機器リサイクル事業（市受託事業）**

不要になった福祉機器やベビー用品などのリサイクル用品を必要としている人に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

**②車いす短期貸出事業**

車いすを短期間必要とする方に社会参加の促進及び福祉向上を目的に、無料で貸し出しを行う。

**③三福祉団体スポーツレクリエーション大会への支援（実行委員会主催）**

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、単親家庭の会、他複数の団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーション大会を開催していく。

また、平成30年度以降も、大会の充実を図るため、広く他の福祉団体等の参加を実行委員会にて推奨していく。

**④障害者活動団体への助成**

NPO法人手をつなぐ育成会  
身体障害者福祉会  
視覚障害者福祉会  
聴覚障害者協会

**(5) 高齢者援護**

**①敬老会への助成**

敬老会開催に対し、対象高齢者一人につき180円の助成を行う。

**②家族介護者交流事業（市受託事業）**

在宅で寝たきり高齢者や認知症高齢者の介護をしている人を対象に、一時的に介護から解放し、心身のリフレッシュを図る。また、介護者同士で話し合いができる交流の場を提供する。

### ③高齢者関係団体への助成

悠容クラブ連合会

認知症の人と家族の会

在宅介護者家族の会

## (6) 交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に下記事業を行う。

### ※交通遺児等援護基金設置

入学祝金 小学校 10,000円

中学校 20,000円

高校 50,000円

見舞金 30,000円

奨学金 高等学校等入学生徒及び在校生に対し、月額13,000円の奨学金を給付する。

## 7. 共同募金運動

### (1) 赤い羽根募金

毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

戸別募金、篤志・法人募金、

街頭募金、職域募金、学校募金

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

①募金のしくみや用途をわかりやすく周知する

②職域募金・学校募金の推進

③各種団体等の募金への協力依頼

④募金箱設置協力店舗の拡大

⑤社会貢献型自動販売機設置協力先の拡大



### (2) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

①歳末たすけあい運動の周知・広報の強化

## 8. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

### （1）自立相談支援事業（くらし・しごと相談）

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口で、相談者の抱えている問題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を相談者本人と共に作成して、相談者の生活の立て直しに向けた支援を行う。併せて関係機関や事業所と連携をとり、相談者に対する支援状況の確認と就労支援および就労先となる事業所の開拓を行い、より相談者の思いや生活の状況に沿った支援を展開する。

### （2）ユニバーサル就労支援事業との連携

市が主体となって実施しているユニバーサル就労支援事業において、くらし・しごと相談窓口が初期相談の窓口の一つとして位置づけられており、相談の内容に応じてユニバーサル就労支援事業につなげていく。また、事業所の開拓や就労支援に関しては、ユニバーサル就労支援事業の受託事業者と情報を共有し、有機的な連携を図りながら進めていく。

## 9. 貸付事業

### （1）高額療養費等資金貸付事業（市受託事業）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付が受けられない人を対象に高額療養費分の貸付を行う。出産育児一時金の貸付のほか、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談の上、貸付を行う。

### （2）生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に各種資金の貸付を行う。

### （3）小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸し付け、世帯の自立支援を図る。

また、本年度より行政と連携し、新たに決定した生活保護世帯に対し生活保護費初回支給日までの生活費等の資金を貸し付け、切れ目のない支援を行う。

50,000円を上限無利子

## 10. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等を対象に、福祉サービスに関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①利用契約件数 85件（H29年度：70件）

## 11. 成年後見支援センター事業（市受託事業）

だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを運営する。電話や窓口で制度に関する相談や制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスも行う。また、制度普及のための講演会や、親族以外の後見人である市民後見人の育成を図るための継続研修を行うとともに、市民後見人による受任を目指す。

【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①相談件数 220件（H29年度：130件）

## 12. 法人後見事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思の決定が困難な人の判断力を補うため、本会が成年後見人等になることにより財産の管理や身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。

【平成30年度の主な取組目標（地域福祉活動計画より）】

①受任件数 4件（H29年度：2件）

## 13. 介護サービス事業

### （1）介護保険関連事業

介護保険関連事業を提供し、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう支援する。通所介護事業ではリハビリ機器を導入し理学療法士を配置し、自分らしい自立した生活が積極的に送れるよう質の高いサービス提供をする。

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

### （2）障害福祉訪問サービス事業

在宅障がい者宅を訪問し、日常生活・社会参画支援を行う。

居宅介護事業

重度訪問介護事業

同行援護事業

移動支援事業

## 14. 障害サービス事業

### （1）各施設におけるサービス

利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、職員の資質向上に努める。また、各事業所の特性を生かした支援を展開していく。

○就労継続支援（B型）事業所

- ①吉原つくし②竹の子③ひめな④市民ふれあいバンク⑤鷹身工芸社  
⑥まつぼっくり⑦ふじばら作業所⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための支援を行う。本年度は、新たに2事業所、計6事業所で送迎サービスを実施する。

○生活介護事業所

- ①吉原つくし

常に介護を必要とする人に、生活面での介護や、創作的活動、運動、生産活動の機会の提供及び支援を行うとともに、希望者へは送迎サービスを実施する。平成29年度より、定員を10名として運営。

施設の移転建設に向け、用地を確保した上で、建物の基本設計に着手すると共に行政や関係機関との協議を進める。

**(2) 特定相談支援事業の実施**

平成29年度の取組目標としていた契約件数を既に超えているため、210件を新たな目標とする。障害サービス事業所の利用者や、その家族のことを考慮しながら、障害サービス等利用計画作成を中心とした質の高い相談支援事業を実施する。

**【平成30年度の主な取組目標】**

- ①契約件数の増 210件 (H29年度：208件)

**15. 社会福祉センターの運営（指定管理者）**

市内の社会福祉センター(広見荘・田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ)を、高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営していく。(指定期間 平成26年度～平成30年度)

**(1) 施設の管理**

- 施設利用の促進  
プール施設の運営（3館）

**(2) 文化教養及び健康増進事業**

各施設の企画による文化教養に寄与する行事や看護師による健康相談等の健康増進に関する事業を行う。

**16. 生きがいデイサービス事業**

**(1) 生きがいデイサービス（市受託事業）**

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、在宅で閉じこもりがちな高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

健康クラブ（広見荘） 水・金  
元気クラブ（田子浦荘） 火・木  
あったかクラブ（鷹岡市民プラザ） 木・土  
うららかクラブ（富士川地域福祉センター） 火・水・木・金

## （２）健康づくりデイサービス事業（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、要支援の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

※開催日は生きがいデイサービスと同じ

## 17. 社協会費・寄附金の募集

### （１）会費

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、地域住民や企業の理解を得ながら、新規特別会員の開拓に役職員一丸となり取り組んでいく。併せて、施設団体会費増を目指し、介護保険事業者連絡協議会への働きかけを継続すると共に企業団体等多方面に協力依頼をしていく。

普通会費	1戸300円全世帯加入 町内会長（区長）に協力依頼
特別会費	1件1,000円～ 民生委員児童委員に協力依頼
団体施設会費	1団体1施設1,000円～ 市内の団体・施設に加入依頼

### （２）寄附金

市民の皆様から寄せられた寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスなどを推進する財源として活用していく。

## 18. ★法人設立50周年記念事業の開催準備

平成32年度に法人設立50周年の節目を迎えるにあたり、記念式典の開催や記念誌の発行等の事業開催に向けて、実行委員会を組織し準備を進める。

## 19. その他事業

### （１）★BCP（事業継続計画）の策定

大規模災害が発生した際に、事業の速やかな再開・継続が行えるよう、事業継続計画の策定に着手する。

**(2) 実習の受入**

社会福祉向上と福祉教育の一環として、学生等を対象に福祉実習の受入を実施する。

**(3) 視察の受入**

視察を希望する各種団体等に対し、本会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を実施する。

**(4) 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援**

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施し、その事務局を担う。

**(5) 富士市民生委員児童委員協議会互助会の支援**

民生委員児童委員の相互互助を図るため、給付事業等を行う互助会の事務局を担う。

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会  
富士市本市場432-1 富士市フイナンセ東館1階  
TEL 0545-64-6600(代)  
FAX 64-6567(代)  
e-mail [info@fujishishakyo.com](mailto:info@fujishishakyo.com)